

岡山市東山斎場火葬炉セラミックス貼替修繕 仕様書

章	項 目	仕 様 事 項
1 一 般 事 項	共通事項	<p>1. 受注者は設計図書へ記載事項以外は、火葬炉の機能・性能を損なわないことを第一に考え、その都度監督員と協議すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、写真管理において従来の写真管理に加え、電子媒体（デジタルカメラ）の使用による工事写真の提出ができるものとするが、機能、精度等詳細については監督員の指示によること。</p> <p>2. 廃棄物の処理について 各種法令に則り、適切に処分すること。</p> <p>3. 斎場業務との調整 修繕にあたっては、監督員、斎場長と工程・安全管理等綿密な連絡を行い、安全・円滑・的確な施工に努めること。</p> <p>4. 安全対策関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現場状況を十分把握し安全管理には十分注意・徹底すること。 ② 修繕期間中、必要に応じ作業表示板、安全施設等を設置して、作業事故の防止に努めること。 ③ 事故が発生した場合は、速やかに岡山市へ報告すること。 <p>5. 施工に関する制約</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 火葬炉は毎日（友引を除く）運転使用するため、施工にあたっては修繕炉数が制限される。 ② 事前に工事日程、時間、内容等について協議すること。 ③ 場内で作業に関係ない言動等（大声等）慎むようにすること。

章	項 目	仕 様 事 項
3 そ の 他	産業廃棄物関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工時に発生する産業廃棄物は適正に処分すること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計の仕様ならびに仕様書等に疑義が生じたときは監督員と別途協議するものとする。 ・ セラミック一層目補修時、二層目の補修も必要になりそうであれば、監督員と協議すること。